

前年千七百五十四回、二百二十四回の増でございます。一日平均飛行回数でございますけれども、六十三・八回、前年五十六・六回、七・二回の増でございます。

昼間、午前七時から十九時まででございますけれども、千五百九十四回、千四百四十五回、百四十九回の増でございます。一日平均でございますけれども、五十一・四回、四十六・六回、増減で四・八回でございます。

夕刻でございますけれども、十九時から二十二時まででございますけれども、二百七十三回、前年は百八十回でございまして、九十三回の増でございます。一日平均でございまして、八・八回、五・八回で三・〇の回数の増でございます。

夜間二十二時から午前七時まででございまして、ことし百十一回、前年百二十九回、十八回の減でございまして、一日平均といたしまして三・六回、四・二回でございまして、〇・六回の減でございまして、

最高飛行日及び機数でございまして、三月十二日でございまして、百五十三回、前年は三月の十三日でございまして、百四十二回、十一回ほど増になつております。

騒音最高日及びホーンでございまして、三月の十八日一・八ホーン、前年は三月の三十一日でございまして、一・二ホーン、セホーンの増でございまして、

次に、四月でございまして、飛行総数千三百八十一回、前年は千五百二十四回でございまして、百四十三回の減でございまして、一日平均飛行回数でございまして、四十六回、前年は五十八回、四・八回の減でございまして、

昼間でございまして、午前七時から十九時、千三百三十二回、千二百四十五回、百十三回の減でございまして、一日平均といたしまして三十七・七回、前年は四十一・五回、三・八回の減でございまして、

夕刻でございまして、十九時から二十二時まででございまして、今年が百四十九回、前年は百八十回、三十一回の減でございまして、一日平均五回でございまして、次に、前年でございまして、六回でございまして、一回の減でございまして、

夜間でございまして、二十二時から午前七時まででございまして、ことしが百回、前年が九十九回というところで、一回増でございまして、一日の平均回数といたしましては三・三回、同じく三・三回でございまして、増減はございしません。

最高飛行日及び機数でございますけれども、四月の五日が百四十三回でございます。前年は四月の十日で百二十六回、今年度増減いたしますと十七回の増でございます。

騒音最高日及びホーンでございますが、こゝしは四月の四日、一一六ホーン、昨年は四月の十三日、一一四ホーン、二ホーンの増でございます。

次に、五月期でございますけれども、飛行総数がこゝしは千二百五十七回、前年が千七百四十四回、四百八十七回の減でございます。一日平均飛行回数が四十・五回、前年が五十六・三回で、十五・八回の減でございます。

昼間でございますけれども、午前七時から十九時まで、これは千回ちやうどでございます。前年が千四百三十五回、四百三十五回の減でございます。一日平均といたしましては三十二・二回、それから前年が四十六・三回、十四・一回の減でございます。

夕刻でございます。これは十九時から二十二時、百六十四回で、前年が二百三十八回、七十四回の減でございます。一日平均といたしましては五・三回、七・七回ということで二・四回の減でございます。

夜間でございますが、二十二時から午前七時まで、これは今年が九十三回、前年が七十一回で二十二回の増でございます。一日平均といたしましては、こゝし三回でございますが、前年が二・三回、〇・七回の増でございます。

最高飛行日及び機数でございますが、五月の二十八日でございます。九十七回、昨年は五月の三日、百二十四回ということでございまして、二十七回の減でございます。

騒音最高日及びホーンでございますが、五月の二十九、三十一日両日あったわけでございますが、一一三ホーン。昨年は五月一日でございまして一二〇ホーン、七ホーンの減でございます。以上でございます。

次に、二点目の外人登録の押捺問題でございますけれども、本人の確認方法というふうな問題でございますが、市の窓口でやっておりますのは、指紋と写真の両方を併用させていただいて確認をさせていただいております。

次に、警察からの照会でございますけれども、警察からの問い合せにつきましては、特定する人のみお答えするというふうなことで回答を申し上げます。以上でございます。

○十二番（遠藤洋一君）

それでは自席から再質問をさせていただきます。
なるほど横田基地につきましては、そのアレステイキングギアの方法が岩国とは違っているんだということですし、素早く調査をなさっていることは、大変に市民の安全を考へることからいえます。やはりよしとしなければいけないのではないかと、思うに思っています。

特に、方法が違ふということですが、多分、岩国でも危険だといふふうに思っているか、たと思ふんです。事故というのはいつでもありますし、岩国より横田の方が安全なものか——実際新しいものでしょうけれども——していると言いなから、危険なものを使っているはずはないわけで、それでも事故が起きたわけですから、今後の対策といえますか、素早い対策あるいはその安全については、ぜひこれから市長さん、厳しい態度で臨んでいただきたいというふうに思っています。

心配がないと言いましても事故が起こることがありますし、それから現実には、アレステイキングを使いましめての離着陸の演習というのはやっているんですね。最後の安全装置というわけではないんです。昨年、一昨年と米韓へ三

演習チームスピリットの折にも、そのギアを使つての着陸の訓練というのが現実に行われているわけです。それから言いますと、最後の安全装置というわけではなくて、むしろ、例えば航空母艦に見立てたような形での離着陸の訓練。それで僕も驚きますのは、例えば空軍の飛行機だとか、F4ファントムのオーサンの基地にいる飛行機、ふうに私も思っています。F4ファントムのオーサンの基地にいる飛行機でも、着艦用のフックをつけているわけです。それであそこにはひっかけとめて何かパラシュートもつけてとめるようなことがあります。そういうときに点検が十分でなければ、岩国のような事故が起こるんだらうというふうに思っています。

先ほど申しましたように、大変に交通頻繁な道路に近い所ですので、ぜひこれから米軍に対して強く申し入れていただきたいというふうに要望だけにとどめておきます。

それから、一月の二日のことですが、四月の三日に司令官に会つて、強く遺憾であるというふうに市長さんかお話をしたんですけれども、これからです。問題は、つまり多分、来年も同じ約束をなさるわけですね。一

り正月は飛ばないぞと。しかし、現実にはそういうふうになってしまったわけです。

それで、もう一回伺っておきたいんですけれども、現実にはそういう約束違反で遺憾であるというふうに申し入れたときに、では、基地側というのはどういような反応を一体しているのかということをお伺いしておきたいんです。つまり、もう終わってしまったことですから、一月二日だろうが、一月一日だろうが飛んでしまえば同じですから、そういうことでは信頼関係があるかどうかまた別ですけれども、申し入れは申し入れと、返事は返事ということでは大変に市民は困るのではないかと思います。そのときの一体どういう反応があったのかということをお伺いしたいと思いますし、三月二十五日から四月二日のF16三機飛来に関して、特に安全についての話し合いをしたんだということは、そういうことだと思えます。ぜひその一月二日の返事ということについて伺っておきたいと思えます。

それで、なるほど今、毎回数字を聞いて、大変にこういう形で飛行回数などというものを聞いておりますけれども、やはり三月や四月の大体増

減というものが毎回わかってきていて、市民生活に特に影響のある十九時以降の飛行量というものも、なるほどわかって、ぜひこのような数字も、増減があり次第米軍とあるいは防衛施設庁とのきちんとした申し入れを行っていたきたいというふうに思っております。

今、その一月についてのことだけ、市長さんにもう一回お聞きしたいと思います。それから、もう一つの指紋のことですが、私が伺いましたのは、その制度の見直し等々について市長さんがどのように思っているかということ。六月五日、六日の全国市長会が改正の要望を行ったということで、我が市長も同じ考えであるというふうに理解をしてよろしいのかということが一つあります。それからもう一つは、現実には指紋については、拒否が出た場合には、その告発をすぐにはしないで説得をするんだというふうに言っていますけれども、前回のときには、都からの指導がそろそろあるのではないかというふうな発言があったんですが、東京都は一体どのような指導を現実に行っているのかということをお伺いしますが、そのお返事がないようなので、伺っておきたいというふうに思っています。

我が市におきましても、七月の一日以降三百二十三名とかいう数の方が出てくるわけで、今のところのその二つの在日の韓国、朝鮮の団体の人たちは、法改正をせひやっていたきたいんだというような形の陳情行動をずっと行っているわけですが、やはり人権の問題その他で押捺をするわけにはいかならないだという人も大変にふえているわけです。セッキと言いましたように、町田のケースも近くではありますし、昨日当たり、国立の市長さんも見解を述べているようですけれども、市長さんが一体どのような押捺拒否に對する考え方があるのかということなどについても、もう一回伺っておきたいと思えます。

それから、部長の方から、本人確認の方法は指紋と写真の両方というふうに言いましたけれども、具体的にはどうやっていますか。つまり指紋を押させて、それで確認をさせているか。それとも、現実にもどういうふうに余り思わないんですか。現実業務の中では、割と写真を見ても、こういう確認していると思えますけれども、現実にもどういうふうな具体的な形をとっているかということについて伺っておきたいと思えます。

それから、警察からは特定についてだけ答えている。これは非常に当然な態度でして、これが自治体によっては全部見せてしまうとかという所がある。それが問題になっているわけです。ここにつきましても、我が市においては、公正なおかつ厳格な態度で臨んでいたきたいというふうに思います。それから、三番目の行革大綱については、市長さんに伺ったのは、要するにセッキすらずらうと聞いたことは、セッキまなふうに聞いているんですけれども、そういう総花的なものとして行革を行いたいというふうに市長は思っておられるのかということを知りたいんです。であればですね、今までは何をしていたんですかということになるわけです。これが出たから一気に積年のうみをわっと出す気なのか。切開手術をなさるというつもりなのか。であればですよ、去年行った機構改革などは、一体何だということになるわけです。当然セッキも言いましたようにダブっているところがあるわけです。

去年はこういうふうに市長さんがおっしゃっているかというところ、機構改革については、あの案は非常にベタトであるということ、議会の提出をなさっている

わけです。しかし、地方行革大綱を見たら途端にどうもそれはあんばい悪
いんだと。違ふのもしなければいけないんだというふうに思っておられるのか。どう
いうふうな見直しをしたいというようなポリシーがあつて、この行革大綱に対し
て市長さんが考え方を持っていて、それでそれをその議会なりあるいは市役
所の中に反映しようというふうに思っているから、この諮問をするのかと
いうところの、つまり諮問から先の問題ではないわけですね。それはもう、ここで
条例をつくって、別の話ですから、その前の形ですね。その、つまり僕は單
純に考えても、今市長さんのおっしゃったこと、去年やった機構改革とい
うのはまことに、そうしますと一時つなぎのものなのか、むだなことなのかとい
う疑問もわくわけで、そこら辺のこの行革大綱に触れられているのは、非常
に細かいところまで触れているわけですが、そこ、それから今市長さんの
持っておられるその福生市の行政改革をどうしようかというふうなポリシーの
ところをきちんと伺っておかなければいけないと私は思っておりますので、もう
一回御答弁を願いたいと思います。

それから四番目の、登壇のとき申し上げましたけれども、市長さんと私

は同じ考えでして、民間の労働争議ですから、当事者同士がやるという
ことは当然であります。そのころはあえて伺うこともなくて、一般の市
民の方に迷惑のかかるような形は困るということなんです。その日も
さき上で申し上げましたとおり聞いていて、ださうな思ふんですけれども、
宣伝カーに対して、夜勤を明けてきて、うるさいやないかと文句を言った
近所の方に対していきなり突っかかるというふうなことがありまして、それは市
民生活に大変に影響を与えるということがあつて、私は遺憾だというふう
に思ただけですので、その四番目の右翼の宣伝カーその他につきましては、
市長さんの見解
う結構でございますので、今の以上の三つの点につきましては、部長の方から
と、それから具体的本人確認の方法のところにつきましては、部長の方から
もう一遍伺っておきたいというふうに思います。

○市長（田村匡雄君）

遠藤議員さんの御質問に自席からお答えいたしますが、
正月二日のことでございますけれども、司令官との話し合いの中で、要
するに日本のお正月というのは大体お休みでございますして、そういう所も全部
お休みなんだからというような話からいたしまして、こういう二日めのような飛行回

数の非常に多いようなことでは、非常に市民全般も、何事があったのかという
ようなことで非常に驚くし、また、こういったときに訓練をいたさなくても
いいんじゃないかというように、いろいろとお話して、大変に今後こういうこ
とのないようになんというように、強く要請したわけでございます。非常にこ
のことにについては遺憾であるというように、お話されたわけでございませうけ
ども、その前に、十二月の初めになりました。毎年お正月の一日から三日までは
飛行停止をせむひとつお願いをしたいというように、この日本のならわし
というか、こういったことをつけ加えまして、毎年由し出をしているというのが実
態でございまして、ずっとこの間、ことを除いては非常にお正月は静かであ
りましたけれども、不幸にして、このお正月の二日の日はこのようになったとい
うことで、司令官にはその旨を話しておいたわけでございませう。
それから、市長会で六月の五日と六日の日に決議をいたしまして、このこ
とについては全国の市長会全部でこれを決議したわけでございまして、
私どももちろん意思も入っているわけでございませうので、そのように御理解
をいたしたいと思うわけでございませう。

それから、この件につきましては、指導とかそういうこと、というふうなことでござ
いますけれども、最近、特にこの件につきましては、都等のいろいろと御指導
をいただかなければならないというように、いろいろ連絡を密にしているわけ
でございませうけれども、今月のうちにまた担当の課長等の会合がございませ
うして、御指導をいただくやに聞いておるわけでございまして、近いうちにあらう
に聞いております。
それから、四点目の行革大綱の件でございませうけれども、この件につきま
しては、昨年の十月の議会でも組織の改定をお願いして、大変にありがたござ
いました。いろいろと組織の改正とか、それからそれをするには、やはり経済成長
時代の生き方がそのままになっておるというように、このことがございまして、いろいろとそ
の間に時代は変わりました。非常に高齢者時代等におきまして、それにやは
りマッチした組織あるいはそれに合ったいろいろな意味の施策を施さなければ
ならないのではないかと、いうふうに考えておるわけでございまして、それで、たまた
ま私どもは、これがここで出たから、この自治省からのいろいろな話があったから
やるということではなく、あくまでも、削々からこの件についてはお話をしているとおり

にやらざるを得ないということでございます。その中でやはり組織も今でいいのかということももう一回見直していただくように、今度審議会にお願いしたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○市民部長（古谷正夫君） 二点御質問があったわけでございますが、都の指導というふうな問題と、それから確認の方法というふうな問題。

都の指導につきましては、今市長が触れさせていたのとおりでございますけれども、今までに指導は一回もございません。政令改正に伴います指導はございませんで、具体的には六月の十七日に初めて行うというふうなことの日程が決まっております。それまでに指紋、外人登録の関係につきまします改正等につきましては一切ございませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

確認の方法でございますけれども、現在につきましてやっておりますのは、原票があるわけでございしますが、原票を指紋それから写真と突合させていただいております。

○十二番（遠藤洋一君） 自席から続けて質問をします。

一番の横田基地の問題にしましては、何度かそういうことがあったんですが、今まで申し入れて約束をしたけれども破られているという現実があるわけで、それに対しては、済んだことだと言いつつも、来年以降のことがまた心配になりますので、本年の十二月期におきまして、せひ一月期の問題に關しましてはきちんとした対応をお願いしたいというふうに思っています。むしろそこにつきましては、私は言いようによつては、市長さんは一体どういう責任をとってくれるのかなというふうな気がします。とにかく米軍がやってしまったからしょうがないということですので、そこらにとどめておきたいと思いますが、多少我慢ができないような気がします。

それから、二番目の指紋の問題は、そうですね、つまり市長さんの考えは、全国市長会の中に私も入っているということですから、その指紋押捺制度の外国人登録の問題に關しては、せひ緩和する方針でいってほしいというふうに市長さんが考えておられるというふうに理解をしたいと思いますし、そのような答弁であれ以外のことは考えられません。

しかし、ここで先ほど伺いましたけれども、人永りお答えをしてくいんだらう

と思いますが、拒否者に關しましては、即時告発あるいは告発の問題についてどうするかということにつきましては、相変わらずお返事がないんですが、緩和であるということ、緩和することに賛成であるというふうなところで、市長さんはそういうふうに思っておられるんだろうというふうにしておきたいと思ひます。現実には、六月十七日の都の指導ということがある以上、なかなかお世話をいたさにくいんだろうと思ひますけれども、自治体における市長さんという、首長さんというものの能度度、私はそういうものではないだろうというふうには思ひます。厳然たる一つの人口五万であっても小さな王国として存在をし、そこで自治権をやはり発動しながら頑張っているのが、地方自治体最小単位の市ではないかと思ひますし、その市長さんたるものは、その言つてみれば帝王ではないけれども、しかし人々とともに暮らす王であると思ひ思つておりますので、判断としては大変に残念であると思ひますが、それ以上の質問は避けたいと思ひます。

それから、三番目の行革大綱は、あれですが、つまり自治省が偶然今回言つてきたけれど、市長さんとしては、もうずつとやりたいと思つていたん

だと、やゝと思ひ立てー。それで来たかー。そうするとあれですが、僕はもう一回聞いておきたいけれども、独自の考えだといひますと、地方行革大綱に余り拘泥されない、つまりそこには、余り何というのか、制限されないというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。現実には、諮問機關をつくりなさいという期間も過ぎてしまひますし、それから大綱の中で、三年間でやりなさいと言へば、三年間でできるかどうかともまだわからない。そういうふうないろんな諸矛盾は、もちろんそれはお氣づきのことは思ひますけれども、大綱の中にあるわけですから、

そうしますと、もう一度私の方で確認させていたただきたいと思ひますけれども、しつこいようですが、市長さんとしては、今回の地方行革大綱ということがあるからこういうふうな行革を考えさんではないんだと。削々かと思つていたので、ここで進めていくんだと。確固たるもので行くんだというふうなことであるというふうに理解をしますと、地方行革大綱との終みの中で、それをやる必要は全くなくなるわけですから、私としても、地方行革大綱には賛成できないんですが、市長さんが独自のポリシーでおやりになる

ということであれば、また考え方を別にするわけです。

そういうことから言います、もう一回自治省から言われたその地方行
革大綱は、たまたまこの時期は重なったけれども、独自にやりたいもので
あったということを確認させていただきたいと思ひます。それで最後にしたい
と思ひますが。

○市長（田村匡雄君）

お答えいたしますが、行革の件でございますけれども、先ほども答弁をいたしましたように、国の要請には左右されないんだ
ということでは私どもは考えているわけでございますので、よろしく御理解いた
だきたいと思ひます。

○十二番（遠藤洋一君）

以上です。

○議長（森田治男君）

以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。

よって本日はこれを

もって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、六月十二日、午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後四時六分 延会云

昭和六十年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和六十年六月四日付け、福生市告示第四十号（別紙参照）をもつて、昭和六十年第

二回福生市議会定例会を招集したので通知します。